

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議(第9回)

○日時

令和3年9月27日(金) 10時10分～11時13分

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、  
相山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、  
横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、  
外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原委員、  
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長  
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 中原課長  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 大岡室長

○議題

- (1)「秋田県八峰町及び能代市沖」の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募占用指針について
- (2)その他

## ○議事概要

### 【全般について】

#### 加藤委員

- ・ 公募の実績を積んでいくことにより、ルールが更新されていくこと自体は素晴らしいが、時間とともにルールが明確になっていくと不確実性が減っていくため、後発の方が、リスクが低くなり得る。本会議の審議状況次第で、先発事業と後発事業とで違いが生じる等の影響が少し懸念される。
- ・ 例えば、22 ページの近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するといったような禁止事項があるところ、このような禁止事項が守られなかった場合にはどうなるのか。ペナルティを決めるプロセスを明確化すべき。

#### 石原委員

- ・ 現在公募期間中の3海域の公募を踏まえて、今後、公募占用指針を大きく修正することは想定しているのか。

#### 大串委員

- ・ 加藤委員のご意見とも関連して、25 ページに記載の内容(感染症対策への取り組み)はどのように評価を行っていくのか。例えば、誓約書のようなものを添付させることで遵守させるのか。どのように取り扱うのか、公募参加者に明確に示していただきたい。

#### 清宮委員

- ・ 今回議論している、撤去や感染症対策、漁業者との関係等について、どのように評価に反映するのか。追加の項目を評価対象とするかどうか、ある時期に議論したほうが良い。

#### 来生委員長

- ・ ルールを違反した場合の取扱を明確に規定することは重要なことであるが、一方でこれを細かく規定すればするほど、脱法することが容易になるということは他の法律でも多くある。現時点で公募占用指針に記載できることには限界があり、また、取扱を評価者の裁量に委ねることで、事業者に対して抑止効果を高めることとなることから、禁止すること自体に意味があるのではないかと考える。

#### 事務局

- ・ (加藤委員の質問に対して、)禁止事項が守られなかった場合、公募占用計画の審査・評価の中で然るべき対応を行う。場合によっては選定を取り消すことも考えている。必要に応じて公募占用指針の中で記載を行いたい。
- ・ (石原委員の質問に対して、)現在行っている公募を踏まえて、今後の公募占用指針を大きく変更することはあり得る。今後、その要否についてしっかりと議論をして判断したい。
- ・ (大串委員の質問に対して、)25 ページに記載の内容については、基本的に点数化して評価していきたい。これが満足されていないことが理由でいきなり失格になることはない方向で考えている。具体的に公募占用指針の中でどのように位置づけるのかは事務局で調整したい。

- ・ (清宮委員の質問に対して、)今回頂いたご意見を踏まえて、今後どのように公募占用指針の中で反映できるのか検討していきたい。

### 【促進区域と一体的に利用される港湾について】

#### 原田委員

- ・ 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」における促進区域での洋上風力発電設備の整備のために能代港を利用する事業者が、今回の「秋田県八峰町及び能代市沖」の事業者と個別に調整することとなるので、今回の公募においては「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」において選定された事業者が他と比べて有利になってしまい、公正な競争とならないのではないかという懸念があったため、今回調整方法が示されたのはありがたい。
- ・ 埠頭利用の効率性やコストを考えると、複数の事業者が一定の作業を共通して行う場合、原則利用後は原状回復することとなっているところを、次の利用に向けて一部設備を残存させる方が、コストが安くなる等の論点がある中で、そういった点を明確化することは非常に重要。調整の形は今回示されたものの、実際の調整は極めて複雑になることを認識しておかなければならない。
- ・ 複数のプロジェクトが重なった場合、能代港の8ヘクタールの埠頭用地は必ずしも十分な広さではない。港湾がボトルネックとなり事業が十分に進まないことがないように、必要な拡張や後背地の整備をしっかりと行っていただきたい。

### 【評価の基準について】

#### 原田委員

- ・ 事業実施実績の評価基準を明確することに賛成。
- ・ 「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績」について、「地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐える設計・施工・維持管理を行った事業実績」とあるが、この全てを満たした先行地域は東アジア、特に中国、台湾ということとなるが、この「地震・津波・台風等」というのは全てを満たす実績である必要があるのか。若しくは、「地震・津波・台風等」の一部で実績があればいいのか。
- ・ 「関係行政機関の長等との調整能力」について、陸上風力発電や臨海部における火力・原子力発電等、洋上風力発電とは無関係の実績でもよいのか。

#### 石原委員

- ・ 「欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価する。」とあるが、「欧米等」の記載は必要であるのか。

#### 桑原委員

- ・ 「関係行政機関の長等との調整能力」において、発電事業等のインフラ事業、あるいは海外の実績まで評価対象を広げるとするのは、14ページにあるとおり、その他の調整に係る有意義な実績についてという理解でよいか。その趣旨を明確化した方がよい。

#### 飯田委員

- ・ 地域や関連漁業者という範囲は、直接的な当該海域の地域や漁業者という理解でよいか。

## **事務局**

- ・（原田委員の質問に対して、）「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績」については、地震・津波・台風の3つの厳しい条件に耐えうる設計をして、施工・維持管理をした実績があるのかというものであり、実際にこれらに直面したかというものではない。なお、これはあくまでトップランナーの点数を取るための要件である。
- ・（原田委員の質問に対して、）「関係行政機関の長等との調整能力」については14ページにあるとおり、国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整実績のみならず、その他の調整に係る有意義な実績として、風力発電のみならず他のインフラについても評価をするというもの。
- ・（石原委員の質問に対して、）「欧米等の」という記載をしているのは、地震・津波・台風等と書くと、あたかも一部の東南アジアを含めた地域しか想定されていないかのような印象を与えるため、あくまで、東アジアや東南アジア以外の地域も含めて対象になることを意味するために、「欧米等の」と記載した。したがって、この記載は欧米以外にも含めた国外の実績も含むものと理解いただきたい。
- ・（桑原委員の質問に対して、）「関係行政機関の長等との調整能力」の評価対象を広げる部分は「その他の調整に係る有意義な実績」についてである。この点については、公募占用指針でしっかりと明記したい。
- ・（飯田委員の質問に対して、）これは当該プロジェクトとは別に、過去に当該事業者が関係した案件について、先行利用者や利害関係者である漁業関係者との間での調整をしっかりと実施したかを確認するもの。案件毎にその関係者の範囲は異なる。ここでは、実施する上で必要な調整能力があるかという観点で評価を行う。

## **【その他必要な事項について】**

### **清宮委員**

- ・ 洋上風力発電設備の撤去について、公募にあたってはその撤去の方法を具体的に示すことを求めるのか。現在、環境省において議論を行っているところであるが、議論の対象はモノパイルであると認識している。ケーブル等、重力式やサクシオン基礎のような他の工法では撤去できない設備が出てくる可能性がある。その場合でも撤去方法を明記することとなるのか。
- ・ ケーブルや洗掘防止工のブロックを撤去するかどうかという点は、事業計画を建てる中で重要な論点であるため、環境省とよく議論いただきたい。

### **飯田委員**

- ・ 公募参加意思の開示の禁止について、メディアにおいて「可能性がある」というような報道をした場合には何らかの措置を講じるのか。

### **中原委員**

- ・ 洋上風力発電設備の撤去について、私は環境省の委員会の委員を務めているところ、今月中に環境省において考え方が公表される。残置等に関しても、事業者や漁業者の観点を取り入れた形でまとめられていると思うため、ご参照いただきたい。

## **事務局**

- ・ (清宮委員の質問に対して、)事業が完了するところまで責任を持って実施いただくという観点から、撤去の方法についてはしっかりと明記いただく必要がある。ただし、実際にどのような撤去を事業終了時に行うのかということについては、選定後にその詳細な検討を行うこととなる。また、ケーブルの扱いについては、全て撤去いただく前提で公募占用計画を作成いただくことになるところ、環境省における海防法に関する検討のスコープからは外れている。これについては今後、関係省庁間で議論していくものと考えている。
- ・ (飯田委員の質問に対して、)公募参加意思の開示については、自らが意図的に開示することは避けていただきたいと考えているもの。メディア等の他者については、様々な取り扱いが考えられることから、事務局で検討させていただきたい。

## **【とりまとめ】**

### **山内座長**

- ・ 公募占用指針の内容については事務局案のとおりとする。
- ・ 再エネ海域利用法第 13 条第 5 項に基づく、公募占用指針の評価の基準に関する意見聴取については、來生委員長と私で対応したい。

以上